第三百三十三条第一項第六号及び第十号	この法律又は	この法律（平成十七年改正法附則第三条第一項において準用する場合を含む。）又は
第三百三十三条第一項第十三号及び第四十五号	及び第二百七十二条の二十九において	、第二百七十二条の二十九及び平成十七年改正法附則第三条第一項において

（認可特定保険業者等に対する新保険業法の規定の準用）

第四条　新保険業法第九十七条第二項、第百条の二、第百条の四、第百十条（第二項を除く。）、第百十一条（第二項を除く。）、第百十三条から第百十六条（第二項を除く。）まで、第百十七条、第百十八条、第百二十条から第百二十二条まで、第百二十三条、第百二十四条、第百三十一条から第百三十三条まで、第二百七十二条の八第三項、第二百七十二条の九、第二百七十二条の十一、第二百七十二条の二十一（第一項第二号、第三号及び第五号並びに第二項を除く。）から第二百七十二条の二十三まで及び第二百七十二条の二十七の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）は、認可特定保険業者について準用する。この場合において、次項に定める場合を除き、これらの規定中次の表の上欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

内閣府令	主務省令	
内閣総理大臣	行政庁	
第百条の二	この法律	保険業法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十八号。以下「平成十七年改正法」という。）
第百十条第一項	中間業務報告書及び業務報告書	業務報告書
第百十一条第一項	本店又は主たる事務所及び支店又は従たる事務所その他これらに準ずる場所として内閣府令で定める場所	その事務所（専ら特定保険業（平成十七年改正法附則第二条第一項に規定する特定保険業をいう。以下同じ。）以外の業務の用に供される事務所その他の主務省令で定める事務所を除く。第四項において同じ。）
	公衆	保険契約者（保険契約の相手方となることができる者を含む。以下この条において同じ。）
第百十一条第四項	本店又は主たる事務所及び支店又は従たる事務所その他これらに準ずる場所として内閣府令で定める場所	事務所
	不特定多数の者	保険契約者
	公衆	保険契約者
第百十一条第五項	公衆	保険契約者
第百十一条第六項	保険契約者その他の顧客及びその子会社等の業務	保険契約者の業務

2　前項の規定により新保険業法の規定を認可特定保険業者について準用する場合においては、次の表の上欄に掲げる新保険業法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第百十三条	保険会社は、当該保険会社	認可特定保険業者（保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（平成二十二年法律第五十一号）の施行の際現に特定保険業を行っていなかった者に限る。）は、当該認可特定保険業者
第百十五条第二項	利益（第百十二条第一項の規定による評価換えにより計上した利益を除く。）	利益
第百二十条第一項	生命保険会社及び内閣府令	長期の保険契約の引受けを行わないことその他の主務省令
	損害保険会社に限る	者を除く
第百二十二条	この法律又は	平成十七年改正法において準用するこの法律又は平成十七年改正法において準用する
第百二十三条第一項	第四条第二項第二号	平成十七年改正法附則第二条第三項第二号
	保険契約者等の保護に欠けるおそれが少ないものとして内閣府令で定める事項	軽微な事項その他の主務省令で定める事項に係るもの
第百二十三条第二項	変更しようとする	変更した
	あらかじめ	遅滞なく、
第百二十四条第一号	第四条第二項第二号	平成十七年改正法附則第二条第三項第二号
	第五条第一項第三号イからホ	同条第七項第六号イからハ
	基準	基準及び当該書類に定めた事項の変更後に行う特定保険業が当該書類に定めた事項の変更前に行っていた特定保険業の全部又は一部と実質的に同一のものであると認められるものであること。
第百二十四条第二号	第四条第二項第四号	平成十七年改正法附則第二条第三項第四号
	第五条第一項第四号イからハまで	同条第七項第七号イ及びロ
第百三十一条	第四条第二項第二号	平成十七年改正法附則第二条第三項第二号
第百三十二条第一項	子会社等	子会社等（子会社（平成十七年改正法附則第四条第五項に規定する子会社をいう。第二百七十二条の二十二第二項において同じ。）その他の当該認可特定保険業者と主務省令で定める特殊の関係のある者をいう。）